

環 環 管 第 6 1 号
令 和 3 年 1 0 月 7 日

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
代表取締役社長 辻上 広志 様

京 都 市 長 門 川 大 作
〔 担 当 環 境 政 策 局 環 境 企 画 部 環 境 管 理 課 〕
TEL: 075-222-3951



「京都市元新道小学校跡地活用事業に係る配慮書案」に対する意見について

令和3年7月30日付けで提出されました標記配慮書案について、京都市環境影響評価等に関する条例第13条第1項の規定に基づき、別添のとおり環境配慮の観点からの意見を述べますので、本意見を勘案して、配慮書を作成してください。

(別 添)

「京都市元新道小学校跡地活用事業に係る配慮書案」に対する意見

京 都 市 長

- 1 工事車両の通行については近隣住民の理解を得るよう努め、特に、新道通を工事車両が横断する際の影響など、安全について配慮すること。
- 2 騒音の評価に当たっては、周辺建物への影響を想定して予測を行い、対策を検討すること。
- 3 臭気ダクトの位置の検討に当たっては周辺の生活圏への影響に配慮すること。
- 4 建物周囲の緑化に当たっては、既存の植生にも配慮して検討を行うこと。
- 5 温室効果ガスの削減に向けた具体的な取組や目標について配慮書に記載すること。また、ICT を活用したエネルギー管理など最先端の技術を活用した取組についても検討すること。
- 6 日照障害の影響について配慮書に記載すること。
- 7 多数の来場者が予想されるイベントの際に送迎車両が集中することによる周辺交通への影響について配慮すること。
- 8 建築物のデザインは、路地の景観への影響を踏まえて検討し、屋根のデザインが景観に与える影響についても検討を行うこと。
- 9 本意見に基づき、配慮書案の内容に検討を加え、配慮書を作成するとともに、配慮書に記載された環境配慮方針及び内容に従って事業を進めること。